

令和4年度 第1回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日時 令和4年7月4日（月） 13:30～14:10
2. 場所 富山労働局5階大会議室（会議室501～503）
3. 出席者

公益代表委員	長尾会長、高倉会長代理、柳原委員、両角委員、堀岡委員
労働者代表委員	中野委員、石垣委員、岩崎委員、長山委員
使用者代表委員	寺山委員、江下委員、八田委員、藤井委員、毛利委員
事務局	吉岡労働局長、中野労働基準部長、 山越賃金室長、三鍋賃金室長補佐
4. 議事次第
 - (1) 富山県最低賃金の改正決定について（諮問）
 - (2) 富山県最低賃金審議運営事項（案）について
 - (3) 当面の審議日程（案）について
 - (4) 最低賃金に関する基礎調査の実施について
 - (5) 第55期富山地方最低賃金審議会運営規程、運営小委員会運営規程及び特別小委員会運営規程の改正について
 - (6) 運営小委員会及び特別小委員会の委員の推薦について
 - (7) その他
5. 資料
別添のとおり
6. 議事内容

[三鍋賃金室長補佐] 定刻となりましたので、令和4年度第1回富山地方最低賃金審議会を始めさせていただきたいと思っております。本日は、労働者代表委員の森川委員が御欠席ですが、定足数を満たしておりますので、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

お手元に資料No.1として委員名簿を配布しております。前年度2月に開催しました前回審議会から変更はございません。

それでは、開会にあたりまして、富山労働局長の吉岡より御挨拶申し上げます。

[吉岡労働局長] 委員の皆様には、大変お忙しい中、審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃より労働行政に格別の御理解と御協力を賜っておりますことにつきましても、重ねて御礼申し上げます。

現在、政府では、「新しい資本主義」の実現に向けた取組みを進めています。「成長と分配の好循環」を創出する持続的な賃金上昇に向けては、労働生産性と労働分配率を一層向上させることが必要であり、労働力や技術力により生み出される付加価値やコストを、適切に価格に転嫁できる環境の整備が重要とされています。

労使をはじめとした有識者の皆様にご参加いただいている「新しい資本主義実現会議」において、幅広い御意見を頂戴し、検討を踏まえ、さる6月7日に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」が策定されました。

この中で、最低賃金については、「物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である」とされています。

また、同日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」においても、同様の趣旨が記載されており、「事業再構築、生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が 1,000 円以上となることを目指し、引上げに取り組んでいく」と示されています。

このような政府方針等に基づき、先月 28 日、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会へ今年度の最低賃金額改定の目安について諮問がなされ、マスコミ各社で大きく報道されるなど、社会的に最低賃金制度への注目が高まっているところでございます。

審議会に出席した後藤厚生労働大臣からは、「できる限り早期の全国加重平均 1,000 円の実現に向けて、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論をいただきますよう委員の皆様をお願いした、とのことでございます。

本日は、この中賃への諮問を踏まえ、本審議会におきましても、地域別最低賃金の改正について諮問させていただく予定としております。

委員の皆様には、貴重なお時間を頂くこととなりますが、何とぞ御協力を賜りますようお願い申し上げます。

当局といたしましては、審議の結果を最大限尊重させていただきたいと考えておりますので、公・労・使それぞれの異なる立場から十分に議論いただいた上で、一定の結論が導かれることをお祈り申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくようお願い申し上げます。

[三鍋賃金室長補佐] それでは、長尾会長、審議会の進行、よろしく願いいたします。

[長尾会長] ただ今から令和 4 年度第 1 回富山地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の会議につきましては、「公開」としておりますので、御承知おき願います。

また、審議につきましては、富山地方最低賃金審議会運営規程に基づいて進めて参りたいと存じますので、よろしく願います。

それでは議事に入らせていただきます。議事 1「富山県最低賃金の改正決定について（諮問）」につきまして、本日、諮問がなされるとのことでございますので、事務局から願います。

[三鍋賃金室長補佐] それでは、ただ今より富山労働局長から、富山県最低賃金の改正決定について諮問させていただきたいと存じます。お手数ですが、会長及び局長は、所定の場所まで御移動をお願いします。

[吉岡労働局長] 富山地方最低賃金審議会 会長 長尾治明 殿
富山労働局長 吉岡勝利
富山県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、富山県最低賃金（昭和 56 年富山労働基準局最低賃金公示第 3 号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針 2022（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

（局長から会長に諮問文を手交）
（事務局は、諮問文写しを各委員及び傍聴人に配付）

〔長尾会長〕 諮問文につきましては、写しをお手元にお配りしておりますので、御確認いただきたいと存じます。

諮問の趣旨について、事務局から説明してください。

〔山越賃金室長〕 今ほど富山労働局長から富山県最低賃金の改正諮問をさせていただきましたが、その趣旨につきまして御説明させていただきます。

最近の県内の経済情勢につきましては、6 月 30 日に富山県が発表した「経済情勢報告」において、「最近の本県の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響がみられるものの、緩やかに持ち直している」とされており、先行きについても「感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される」としつつも、「ウクライナ情勢の長期化や中国における経済活動の抑制の影響などが懸念される中での原材料価格の上昇や供給面での制約に加え、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、感染症による影響を注視する必要がある」とされております。

また、賃金情勢につきましても、日本労働組合総連合会発表の春季生活闘争の結果では、加重平均で 6,049 円、率にして 2.09%の賃上げ、一般社団法人日本経済団体連合会発表の春季労使交渉の結果においても、加重平均で 5,219 円、率にして 1.97%の上昇が見られ、県内においても同様の状況が認められるなど、変動が認められるところです。

加えまして、6 月 7 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」、いわゆる骨太の方針に、人への投資と分配のための取組として最低賃金の引上げが盛り込まれ、「人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層すすめるためにも事業再構築、生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が 1000 円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払い能力を考慮し、しっかり議論する」とされたところです。

富山県最低賃金につきましては、最低賃金法第 12 条に基づき、その改正決定について、毎年、貴審議会に調査審議をお願いしているところでございますが、本年におきましては、今ほど申し上げました点にも御配意いただきまして、御審議のほどよろしく申し上げます。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。労働者側いかがですか。

[労働者側代表委員] ありません。

[長尾会長] 使用者側はいかがですか。

[使用者側代表委員] ありません。

[長尾会長] 特に御意見等がないようですので、当審議会におきましては、諮問に基づき、現下の最低賃金を取り巻く状況等を踏まえ、最低賃金法の趣旨に従って慎重かつ十分に調査・審議を行いたいと考えます。

諮問のありました富山県最低賃金の改正決定につきましては、今後、最低賃金法第25条第2項の規定に基づき専門部会を設置し、同専門部会において審議を進めることとなりますのでよろしくお願いいたします。

次に、議事2「富山県最低賃金審議運営事項（案）について」につきまして、事務局から説明してください。

[三鍋賃金室長補佐] お手元に、資料No.2として、富山県最低賃金審議運営事項(案)をお配りしております。委員の皆様においては、内容を黙読、御確認いただきますようお願いいたします。

御確認いただきましたでしょうか。内容につきましては、例年のものと特段変わりはありません。

なお、審議運営事項(案)の記の3におきまして、「専門部会において全会一致で議決した場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする。」としておりますが、その適用に当たっては、「専門部会の決議をもって本審議会の決議とする」ことについて、あらかじめ本審議会で議決しておくことが要件となっております。以上です。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 特に御意見等がないようですので、富山県最低賃金審議運営事項につきましては原案どおりといたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、富山県最低賃金審議運営事項につきましては、原案どおりいたします。

併せて、「専門部会において全会一致で議決した場合には、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする」ことにつきましても、本審議会において議決したものといたしますので、御承知おきください。

次に、富山県最低賃金審議運営事項の記の2にございます「参考人からの意見聴取等」についてですが、今後、専門部会において、関係労使の参考人意見表明を行うこととなります。この場では、労使双方に、意見表明書の提出に向けて御努力をお願いしておきたいと思っております。

それでは、意見表明書の提出に関して、事務局から説明をお願いします。

[三鍋賃金室長補佐] 参考人意見表明書の様式は、資料No.3としてお配りしております。意見表明書につきましては、専門部会までに記載内容の確認等も必要ですので、7月20日(水)までに事務局へ提出していただきますようお願いいたします。

[長尾会長] 事務局から提出期限について要望がありましたが、これについて御意見や御質問はございますでしょうか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 特に御意見等がないようですので、事務局の要望どおり御提出をお願いいたします。

なお、当審議会では、従来から「参考人意見表明書の提出がなくても、審議しないことはしない」という取扱いをしておりますので、今年度もそのように進めたいと思っております。よろしいでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[長尾会長] 異議がないようですので、従来どおりの取扱いとさせていただきたいと思っております。

次に、議事3「当面の審議日程(案)について」につきまして、事務局から説明してください。

[山越賃金室長] 当面の審議日程について説明させていただきます。資料No.4を御覧ください。

今年度の中央の審議スケジュールは、6月28日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に目安に係る諮問がなされ、7月27日頃までには答申がなされるものと見込んでおります。

一方、富山県(地域別)最低賃金は、例年、10月1日発効を目指して御審議いただいておりますが、資料No.4裏面の「令和4年度答申日別最短効力発生予定日一覧表」のとおり、今年度につきましては、10月1日発効とするには8月5日までに答申を頂く必要がございます。

このため、中賃答申が見込まれる7月27日の翌開庁日である、すなわち7月28日から、

答申期限の8月5日までの期間を中心として、委員の皆様の御都合等も踏まえて日程を組ませていただいております。

具体的な審議日程を御説明いたします。

次回は、7月28日(木)13:30から第2回本審を開催していただき、中賃目安伝達のほか、労働経済等関係指標、最低賃金基礎調査結果等について説明させていただく予定としております。

また、同日は、本審に引き続き、第1回専門部会を開催していただき、部会長等の選出、部会運営規程及び審議日程の決定、中賃目安・労働経済指標・基礎調査結果に係る補足説明の後、お時間が許せば、労使の基本的主張並びに金額等審議をお願いできればと考えております。

この後、専門部会につきましては、7月29日(金)、8月1日(月)、8月3日(水)、8月5日(金)と日程を確保しておりますので、専門部会において調整していただければと思います。

第3回本審は、10月1日発効の答申期限である8月5日(金)14:00に設定しております。同日までに専門部会において全会一致で結審した場合は、先ほど議決いただきましたとおり、専門部会の決議が審議会の決議となり、専門部会において答申を頂きますので、本審では専門部会報告のみとなりますが、全会一致に至らなかった場合は、本審において改めて金額等審議を行っていただき、できれば同日答申を頂きたいと考えております。

また、第3回本審では、特定最賃改正の必要性の有無に係る諮問を予定しており、引き続き、必要性の有無を審議する特別小委員会を開催していただければと考えております。日程がタイトとなりますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

8月5日までに地域別最賃改正の答申を頂いた場合は、8月22日(月)が異議申出締切日となりますので、その翌開庁日である8月23日(火)9:00に第4回本審を設定しております。異議申出があった場合は、この本審で異議の取扱いについて御審議の上、答申を頂きたいと存じます。

併せて、第4回本審では、特定最賃改正の必要性について答申を頂き、それを受けて、特定最賃の改正決定について諮問を行わせていただく予定としております。

なお、地域別最賃の改正審議が長引いた場合に備え、8月8日(月)を第4回本審の予備日とさせていただきます。答申が8月8日となった場合は、異議申出期間も繰り延べられるため、第5回本審も予備日の8月24日(水)に繰延べさせていただきたいと考えております。

8月8日にも答申いただけない場合は、別途日程調整させていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、また、大変暑い時期ではございますが、何とぞ御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 特に御意見等がないようですので、地域別最低賃金の改正を中心とする当

面の審議日程につきましては、原案のとおりといたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔労使各側代表委員〕 異議なし。

〔長尾会長〕 異議なしとのことですので、当面の審議日程につきましては、原案のとおりといたします。委員の皆様には御協力をお願いします。

続きまして、議事4「最低賃金に関する基礎調査の実施について」につきまして、事務局から説明してください。

〔山越賃金室長〕 今年度の「最低賃金に関する基礎調査」の実施につきまして説明いたします。

資料No.5の「最低賃金に関する基礎調査 調査計画」を御覧ください。

本調査につきましては、総務省の指摘等を踏まえ、令和元年度以降毎年見直しが行われており、昨年度に、より安定的な運用が可能となるよう、標本設計の見直しが行われました。これに伴い、富山県における調査対象事業所数は、地域・特定合わせて、昨年度から約1,600件を対象としています。

このほか、記入しやすさの観点から、昨年度、調査票の一部が変更されております。変更の際は総務省の承認を得ており、統計理論上精度も維持されていることから、調査結果への特段の影響は生じないものと考えております。

それでは、調査計画の各項目について御説明いたします。

1の「調査の目的」につきましては、最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資するため、労働者の賃金の実態を把握することを目的としております。

2の「調査対象の範囲」につきましては、「製造業」及び「情報通信業のうち新聞業、出版業」は100人未満、「卸売業、小売業」から「サービス業」までは30人未満の事業所としております。ただし、百貨店、総合スーパーにつきましては、特定最低賃金が設定されている関係上、50人以上の事業所としております。いずれも従来と変更はありません。

3の「報告を求める個人又は法人その他の団体」につきましては、富山県における地域別最賃のための調査対象は1,144事業所、特定最賃のための調査対象は413事業所で、合計1,557事業所となっております。事業所の選定は、産業、規模別に「層化無作為抽出」という方法で行っております。

4の「報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間」につきまして、調査事項は、(1)のA及びイに示す各項目、基準となる期日は、(2)のとおり令和4年6月1日現在としております。

5は飛ばしまして、6の「報告を求める期間」につきまして、調査期間は、令和4年5月中旬から6月上旬までと設定しております。なお、期日以降に提出のあったものにつきましても、精度向上のため、可能な限り集計に加えることとしております。

7の「集計事項」及び8の「結果の公表」につきまして、調査結果は、審議会へ資料として提出させていただくほか、第1表から第4表まで形で集計し、後日ホームページで公表することとしております。

9の「使用する統計基準」につきましては、日本標準産業分類によることとしております。

最後に、10の「その他」に記述のとおり、富山県における必要数は、地域別最賃が691事業所、特定最賃は各業種合計で263事業所となっております。明細区分は別添のとおりです。説明は以上です。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 特になければ、議事の5の「第55期富山地方最低賃金審議会運営規程、運営小委員会運営規程及び特別小委員会運営規程の改正について」の審議に入りたいと思います。事務局から説明してください。

[山越賃金室長] 富山地方最低賃金審議会運営規程、運営小委員会運営規程及び特別小委員会運営規程の改正案について説明します。資料No.6、7及び8を御覧ください。

時間の都合もございますので、全文の読上げは省略させていただき、変更点について説明させていただきます。

なお、資料6、7、8については、変更案を赤字で見消しで示しています。

現在の運営規程は、本審運営規程及び運営小委員会運営規程については第55期富山地方最低賃金審議会がスタートした最初の審議会である令和3年5月17日開催の令和3年度第1回本審で、また、特別小委員会運営規程については、令和3年6月28日開催の令和3年度第2回本審で、それぞれ採決いただいております。

今般、厚生労働省より、富山のみならず全国の最賃審事務局に対し、会議及び議事録、会議資料の公開について検討するよう要請がありましたので、事務局で全国の公開状況を確認した上で、全国の状況をふまえ会長と対応を検討しております。

その中で、全国の状況と比較し、本審については、資料の公開にかかる記載が不足していること、及び、運営・特別両小委員会については、そもそも会議、議事録・会議資料の公開にかかる規程が織り込まれていないことが明らかとなったため、規程を追加することとしたものです。

なお、公開の実務については、本審、両小委員会とも運営規程に基づき、会長及び委員長の判断を仰ぎつつ進めてまいります。

併せて、運営小委員会、特別小委員会については、昨年度の本審規程に引き続きオンラインに関する規程を追加しております。

ほかに、一部文言を訂正しておりますが、本審、両小委員会の体裁を合わせたものであり、審議会運営実務に影響を及ぼすものではございません。

いずれも、本省から示されている規程例を参考にしております。

以上を踏まえ、御審議のほどよろしく申し上げます。

[長尾会長] ただ今事務局から説明のありました、審議会本審、運営小委員会及び特別

小委員会の運営規定の改正案につきまして、御質問、御意見などはありませんでしょうか。労働者側いかがでしょうか。

[労働者側代表委員] 特にありません。

[長尾会長] 使用者側いかがでしょうか。

[使用者側代表委員] 特にありません。

[長尾会長] 御異議が無いようですので、本審、運営小委員会及び特別小委員会の運営規定は改正案どおり改正し、今後の審議は改正した運営規定により運営していくこととします。

それでは、次に、議事の6の「運営小委員会及び特別小委員会の委員の推薦について」につきまして、事務局から説明してください。

[山越賃金室長] 先ほど運営規程を改正いたしました第55期運営小委員会及び特別小委員会について、改正前、改正後いずれにおいても、運営規程により、小委員会の委員は、各側代表委員の推薦を受けて会長が指名することとなっています。両小委員会の使用者側代表委員を務めておられた矢坂委員が退任されたことにより欠員が生じている状況で、今年度の審議に向けて使用者側代表委員を1名選任する必要が生じています。また、運営小委員会においては、矢坂先生のほか、公益代表委員を務めておられた小股委員が退任されており、同じく欠員となっています。

なお、本日の審議資料No.9、No.10として、現時点における運営小委員会及び特別小委員会の委員名簿を配布しております。

[長尾会長] ただ今の事務局の説明について、何か御意見などはございますか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 特に御意見などが無いようですので、運営小委員会及び特別小委員会の使用者代表委員1名について、推薦書を7月20日(水)までに事務局に提出していただきますよう、お願いいたします。

推薦用紙につきましては、使用者代表の寺山委員の卓上にお配りしておりますので、ご確認ください。

運営小委員会の小股委員の後任については、公益委員において協議の上推薦いたします。それでは、次に進みます。

議事の7「その他」ですが、何かございますか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 事務局から連絡事項等ございましたら、お願いします。

[三鍋賃金室長補佐] 本日、富山県最低賃金の改正決定について諮問させていただきましたので、当局では、法令に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴取するための公示を行います。公示期間は、本日から7月20日（水）までとしております。御承知おきください。

次に、署名の件で御報告がございます。6月30日（木）に、富山県労働組合総連合から、「最低賃金全国一律1500円をめざし、貧困の解消・経済の好循環を」「富山県の最低賃金の大幅改善を求める要請」と題し、富山県最低賃金877円を、時間額1,500円をめざして引き上げること等を求める富山労働局長及び審議会長あての署名が2,537筆 提出されております。

署名につきましては、事務局側のテーブルに置いてあります。

次回、第2回本審は、令和4年7月28日（木）午後1時30分から、富山労働局で開催を予定しておりますので、御出席のほどよろしくをお願いします。

[長尾会長] 当審議会に寄せられた署名につきましては、今後の審議の参考にさせていただくということにいたしたいと存じますので、よろしくをお願いします。

以上で、予定しておりました議事は全て終了いたしました。

議事録確認担当委員につきましては、私のほか、労使各側代表委員1名ずつの合計3名とされており、従来から、労働者側、使用者側とも輪番制とすることで御確認いただいております。

本日の会議の議事録確認担当委員につきましては、私のほか、
労働者代表委員からは、中野委員
使用者代表委員からは、寺山委員
のお二人にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、本日の審議を終了させていただきます。お疲れ様でした。